

① FATF第4次対日相互審査報告書の概要と金融機関に求められる対応

本特集は、FATF第4次対日相互審査結果公表をきっかけにマネー・ロンダリングおよびテロ資金供与対策の実務について理解を深めるものです。金融機関における現状と課題、その対応策を整理したうえで、JAにおける一線・二線・三線の実務と、営業店における窓口対応や事務管理の実務を取り上げて解説します。

いまこそ、知っておくべき知識の習得と定着にぜひお役立てください。
(本誌編集部)

1. FATF第4次対日相互審査報告書の概要

(1) 相互審査報告書の公表

FATFによる第4次対日相互審査は、令和元年五月の書面審査を皮切りに、同年一〇月から一二月にかけてFATF審査団のオンサイト審査が行われ、令和三年六月のFATF会合における相互審査報告書案の討議・採択を経て、同年八月三〇日に相互審査報告書が公表され

るに至りました。

最終的な審査結果としては、有効性 (Immediate Outcome、以下「IO」という) に関する部分は、一一項目のうち八項目においてME (Moderate) とされ (図表1)、法令等整備状況 (Technical Compliance、以下「TC」という) に関する部分は、四〇項目のうち、PC (Partially Compliant) が一〇

項目、NC (Non Compliant) が一項目とされました (図表2)。

これらの結果は、IOとTCのいずれについても、実質的に不合格水準であることを示しており、日本は、「重点フォローアップ国」と位置づけられることになりました。

(2) IO・4 (金融機関・DNFBPsの予防措置の有効性) コンプ

IO・4は、金融機関等がマネロン・テロ資金供与対策の予



弁護士法人御堂筋法律事務所
弁護士 高橋 良輔

2013年弁護士登録。金融庁総合政策局マネロン・テロ資金供与対策企画室での勤務を経て、マネロン・テロ資金供与対策に関する法的助言を含む金融法務その他企業法務案件を幅広く取り扱う。

【図表1】有効性（IO）に関する項目の審査結果

IOの評価は、上から次の4段階

- H E (High)
- S E (Substantial)
- M E (Moderate)
- L E (Low)

IO. 1	資金洗浄・テロ資金リスクの認識・協調	SE	IO. 6	疑わしい取引に関する情報等の活用	SE
IO. 2	国際協力	SE	IO. 7	資金洗浄の捜査・訴追・制裁	ME
IO. 3	金融機関・DNFBPsの監督	ME	IO. 8	犯罪収益の没収	ME
IO. 4	金融機関・DNFBPsの予防措置	ME	IO. 9	テロ資金の捜査・訴追・制裁	ME
IO. 5	法人等の悪用防止	ME	IO.10	テロリストの資産凍結・NPOの悪用防止	ME
			IO.11	大量破壊兵器拡散に関与する者の資産凍結	ME

(出所) F A T F 「Mutual-Evaluation-Report-Japan-2021」14頁をもとに作成

【図表2】法令等整備状況（TC）に関する項目の審査結果

TCの評価は、上から次の4段階

- C (Compliant：適合)
- L C (Largely Compliant：概ね適合)
- P C (Partially Compliant：一部適合)
- N C (Non Compliant：不適合)

R. 1	リスク評価・RBAの適用	LC	R.21	内報及び秘匿性	C
R. 2	国内の協力及び協調	PC	R.22	DNFBPs：顧客管理	PC
R. 3	資金洗浄の罪	LC	R.23	DNFBPs：その他の措置	PC
R. 4	没収及び予防的措置	LC	R.24	法人の透明性及び真の受益者	PC
R. 5	テロ資金供与の罪	PC	R.25	法的取極めの透明性及び真の受益者	PC
R. 6	テロリズム及びテロ資金供与に関する金融制裁	PC	R.26	金融機関の規制及び監督	LC
R. 7	大量破壊兵器の拡散に関する金融制裁	PC	R.27	監督機関の権限	LC
R. 8	非営利団体	NC	R.28	DNFBPsの規制及び監督	PC
R. 9	金融機関の守秘義務との関係	C	R.29	FIU	C
R.10	顧客管理	LC	R.30	法執行及び捜査当局の権限	C
R.11	記録の保存	LC	R.31	法執行及び捜査当局の能力	LC
R.12	重要な公的地位を有する者（PEPs）	PC	R.32	キャッシュ・クーリエ	LC
R.13	コルレス取引	LC	R.33	統計	LC
R.14	資金移動業	LC	R.34	ガイダンス及びフィードバック	LC
R.15	新しい技術	LC	R.35	制裁	LC
R.16	電信送金	LC	R.36	国際的な文書	LC
R.17	第三者への依存	N/A	R.37	法律上の相互援助	LC
R.18	内部管理、外国の支店及び子会社	LC	R.38	法律上の相互援助：凍結及び没収	LC
R.19	リスクの高い国	LC	R.39	犯罪人引渡し	LC
R.20	疑わしい取引の届出	LC	R.40	その他の形態の国際協力	LC

※ N/A は、当該勧告が不適用の意。

(出所) F A T F 「Mutual-Evaluation-Report-Japan-2021」14頁をもとに作成

② J A における三線管理のポイント



マネロン・テロ資金供与対策（以下、「マネロン」という）においてそのカギとなるのが「三線管理」、いわゆる三つの防衛線という考え方です。

この考え方自体は古くから提唱されており、特に金融機関等においては内部監査の世界では従前より提唱されてきました。

今般、マネロンの教科書ともいべき「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（金融庁公表。以下、「ガイドライン」という）の「Ⅲ・3 経営管理（三

つの防衛線等）」で経営陣等はその管理態勢の構築を求められているところですが。

マネロン等の研修を実施していると、各 J A の経営陣や支店長・支所長から「ガイドラインを読んでみると何となく言いたいことはわかるけれど、具体的なイメージが湧かない」「本店と支所店のこれまでの関係とどのように結びつけたらよいかがわからない」といった声を多く聞きました。

ここでは、三線管理のポイント、特に J A における管理のポ

金融監査コンプライアンス研究所 代表 宇佐美 豊

1986年東海銀行（現三菱UFJ銀行）入行。国内営業店勤務を経て、本部で不良債権の回収・管理業務、内部監査等に関する企画や金融当局との対応、銀行全体の内部統制構築等の業務に従事。その後、2006年4月より十六銀行でコンプライアンス態勢構築や訴訟管理を行う。2016年9月より現職。J Aバンク等の研修講師として活動中。



イントンについて整理します。なお、本稿の内容は、個人的見解であり、小職が過去所属した組織とは関係ありません。また、より具体的な態勢構築にあたっては上部団体等からの指示・連絡等に従ってご対応いただくようお願いいたします。

1 線

営業部門



業務推進・営業の最前線である現場の人間が担当。自分たちの業務・営業についてリスクを発見・報告・低減する役割を担う。

2 線

リスク管理部門



コンプライアンス部門やリスク管理部門等が担当。1線のリスク管理の支援と検証の役割を担う。

3 線

内部監査部門



1線と2線から完全に独立したライン。1線と2線のリスク管理が機能しているかどうかをモニタリングし、必要ときには助言をする役割を担う。

1. 三つの防衛線等とは

「三つの防衛線」とは、組織においての様々な部署が担う役割を三つに分けて考えることにより、組織のリスクについて適切かつ適時的に対応し、その管理態勢をより強固な組織にしていくという考え方です。「三つのディフェンスライン (three lines of defense)」とも呼ばれ

ており、それぞれ独立した三つのライン(「一線」「二線」「三線」)があることで、組織内外のリスクに関するマネジメントをより十分なものにしていくことを目的としています。

では、三つのそれぞれのラインがどのような役割を果たすものなのか説明しましょう。

● 「一線」

主に営業部門(営業店、支所店だけではない)です。業務推進・営業の最前線である現場の人間が担当し、自分たちの業務・

営業についてリスクを発見・報告・低減する役割を担っています。

● 「二線」

リスク管理部門であり、コンプライアンス部門やリスク管理部門等が担当します。「一線」のリスク管理の支援と検証の役割を担います。

● 「三線」

「一線」「二線」から完全に独立したラインです。内部監査部門が担当し、「二線」と「三線」のリスク管理が機能しているかどうかをモニタリングし、必要ときには経営陣等に助言する役割を担っています。

2. ガイドラインにおける三つの防衛線等

ガイドラインにおいてもこうした三つの防衛線の考え方でマネロンに対応整理していくことが考えられており、各JAにおいてもこうした考え方のもと、

経営陣による主導的な管理態勢構築が求められているところであります。以下、ガイドラインに沿ってその内容についてみてみたいと思います。なお、ガイドライ

③ ケースで確認 営業店における

取引時確認と疑わしい取引への実務対応



マネロン・テロ資金供与対策において重要なのが現場、いわゆる支所店における対応です。実際に、JAにおいてマネロン事案に最初に遭遇するのは、支所店の窓口担当者や営業担当者です。

JAがマネロン事案に巻き込まれないようにするためには、こうした職員による「気づき」が一番重要なのです。

金庫が公表している「マネー・ローディング及びテロ資金供与対策の現状と課題」においても、次のような記述を見ることが出来ます。

「特殊詐欺対策や反社会的

勢力対応の分野では、地域金融機関の営業窓口が具体的な

問題事例を検知し、これを金融機関内に周知することで、

他の営業店が詐欺につながる気づきを得て、捜査当局や金融庁等とも連携しながら被害

の未然防止を図るといった事例も認められるところ、これら

の分野以外の幅広いマネロン・テロ資金供与対策においても、こうした営業店の「気づき」やこれにつながる具

体的事例等の共有、周知・徹底が重要となる」(※傍線・太字は筆者による)

本稿では、主として支所店の

職員を対象として、実務上知っておきたい項目についてQ&A

で整理します。実務の参考にしたいだければ幸いです。

ケース1

遠方の窓口での高額入金

Q

他県のJAの口座をお持ちの来店者から、現金五〇〇万円の入金依頼をされました。生活口座として開設された口座であり、職業も会社員であるため、高額の入金であると考えられます。どのように対応すればよいでしょうか。

A

離れたJAを訪れた理由、現金を持参した理由を聞きましよう。

①なぜ離れたJAに来たのか

通常、生活口座を開設しているJAから遠く離れたJAで入金する必要はありません。この点で、来店者の依頼は不自然

です。

そこで、来店者に対して、なぜここにわざわざ現金を持参されたのか、理由を確認しましょう。また、本人確認資料の提示を求めるなどの確認をしましょう。

②なぜ現金を持参したのか

こうした高額の現金を持ち込

み、入金依頼を行う場面では、

本人もしくは本人になりすました者が取引を行うおとししている可能性を考慮し、慎重に対応する必要があります。

そこで、来店者に、原資、取引の経緯、収入の状況等を確認し、来店者が現金を持参した点について、合理的な理由があるかを検討しましょう。

ケース2

有効期限の切れた本人確認書類

Q

住宅ローンの借換えの相談に訪れたCさんからパスポートの提示を受けましたが、一カ月前に有効期限が切れています。どうすればよいでしょうか。

A

他の本人確認書類をお持ちいただくよう丁寧に説明します。なお、二〇二〇年二月四日以降に発行されたパスポートについては注意が必要です。

①有効期限の切れた本人確認書類をもとに手続きを行うことの可否

取引時確認において提示を受ける書類は、法令で有効期限内であることが必要とされています。そのため、有効期限の切れた本人確認書類により手続きを進めた場合には、法令違反となつてしまいます。

有効期間が切れているような場合には、本人確認書類が古く、

記載された事項が変わっていることも考えられます。現在の情報を正確に把握するために、有効期限内の本人確認書類の提示を求めましょう。

また、パスポートでなくとも運転免許証や各種の健康保険証など、他の本人確認書類を携帯されている来店者も少なくありません。他の方法で補完することもできます。

まずは、他の本人確認書類をお持ちでないか来店者に尋ねてみるとよいでしょう。

②他の本人確認書類を持っていない場合

他の本人確認書類を持ってい

ケース3

親の代理と名乗る来店者からの振込み

Q

「親の代理」と名乗る方が、入院費の支払いとして現金で三〇万円の振込みを行うため来店されました。どのように

A

対応すればよいでしょうか。確かに代理であることを確認するとともに、不自然な点

ない場合には、手続きを進めることができませぬ。法令上、有効期限内の本人確認書類が必要であるため、本人確認書類を持って再度来店いただくよう丁寧に説明しましょう。

なお、パスポートについて、二〇二〇年二月から、住所を記載する欄が削除されています。そのため、二〇二〇年二月四日以降に発行されたパスポートを提示された場合、追加で住所の記載のある本人確認書類の提示を求める必要があります。